

日 時 令和3年4月22日（木）

午後2時30分～

場 所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

令和3年度 第1回東京都公園審議会

会議録

○田中管理課長 それでは、定刻になりました。

ただいまより、令和3年度第1回東京都公園審議会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、建設局公園緑地部管理課長の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の審議会は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、Zoomを用いたテレビ会議形式による開催とさせていただいております。高梨会長、斉藤庸平委員、東京財務事務所長の代理の鴨川委員、並びに一部の幹事につきましては、東京都庁31階の特別会議室にお集まりいただいておりますが、他の委員の皆様にはテレビ会議でご参加いただいております。

委員の皆様には何かとご不便をおかけすることもあるかと存じますが、何とぞご理解いただけますよう、よろしくお願いいたします。

ここで、訃報を申し上げます。本審議会の林博通委員におかれましては、4月12日にご逝去されました。ここに謹んで哀悼の意を表したいと存じます。

林委員のご逝去に伴いまして、本審議会の委員数は16名のところ1名の欠員が生じまして、15名となります。

本日の審議会は、15名の委員のうち13名の出席をいただいております。東京都公園審議会条例第8条に規定された定足数であります半数、8名を超える委員のご出席をいただいておりますので、現在の委員で審議に入らせていただきます。

本日の審議会は、東京都公園審議会の運営に関する要綱第3に基づきまして、会議を公開で行うこととなります。傍聴者の傍聴を認めておりますので、あらかじめご了承願います。

本日、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、傍聴者の間隔を十分に開ける座席配置とするために、視聴者は別室にて審議の状況を視聴いたしております。

なお、東京都公園審議会の運営に関する要綱第8により、報道関係者の取材を受けております。議事が始まる前まで、撮影及び録音を認めますのでご了承を願います。

次に、Zoomによるテレビ会議に当たってのお願いでございますが、ご発言される場合を除きまして、お手元のパソコン端末などのミュート機能をオンにさせていただきますようお願い申し上げます。ご発言いただく際には、ミュート機能をオフにして

いただきまして、手を挙げて、お名前をおっしゃってからご発言下さいますよう、お願い申し上げます。

また、本日、皆様にご覧いただく資料につきましては、Z o o mの画面上に表示させていただきます。

それでは、審議会の開催に当たりまして、建設局長の中島高志よりご挨拶申し上げます。

○中島建設局長 建設局長の中島でございます。高梨会長をはじめ、委員の皆様には大変お忙しい中、東京都公園審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より東京都の公園緑地行政に対しましてご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

先ほど、事務局よりお知らせしたところでございますが、4月12日に林博通委員が逝去されました。本審議会委員を2期務められ、東京都の公園緑地行政にお力添えをいただきました。ここに謹んで哀悼の意を表し、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

今回の審議会におきましては、昨年6月からこれまで4回にわたりご審議いただきました、都市計画練馬城址公園の整備計画について、答申案をご審議いただきます。練馬城址公園は、区部では最後に残された事業未着手の都立公園であり、都といたしまして、「緑と水」、「広域防災拠点」、「にぎわい」という観点から、地域の魅力や防災力を向上させる新たな都立公園を生み出していきたいと考えております。

委員の皆様には、幅広い視点からご審議をいただきまして、本年1月22日に中間のまとめを取りまとめていただきました。この中間のまとめに対するパブリックコメントでは、多くのご意見をいただいております。本日は、これらを踏まえました答申案につきまして、ご審議をお願い申し上げます。

今後とも、東京都の公園緑地行政に対しまして一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○田中管理課長 本日は、画面にお示しした委員の皆様のご出席をいただいております。なお、代理出席の委員がいらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。

財務省関東財務局東京財務事務所の井上浩委員は本日ご欠席のため、代理で第4統括国有財産管理官、鴨川忠浩様にご出席いただいております。

以上の委員の皆様で審議に入らせていただきます。

公園審議会幹事につきましては、画面にお示しした東京都公園審議会幹事名簿のとおりでございますが、令和3年4月1日付の人事異動によりまして、5名の幹事に交代がございましたので、ご紹介いたします。

建設局次長の須藤栄幹事でございます。

○須藤建設局次長 須藤でございます。よろしくお願いいたします。

○田中管理課長 建設局総務部長の小林忠雄幹事でございます。

○小林建設局総務部長 小林でございます。よろしくお願いいたします。

○田中管理課長 環境局自然環境部長の和田慎一幹事でございます。

なお、本日欠席しておりますが、福祉保健局健康安全部長の藤井麻里子幹事と、産業労働局観光部長の築田真由美幹事が就任しております。

なお、建設局長でございますが、公務のため、ここで退席させていただきます。

○中島建設局長 失礼いたします。

○田中管理課長 それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

恐れ入りますが、これより議事に入りますので、報道関係の皆様には、撮影、録音はなさらないようお願いいたします。

本日の審議に入らせていただきたいと存じます。

審議の進行につきましては、高梨会長、よろしくお願い申し上げます。

○高梨会長 高梨でございます。円滑な議事の審議に、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

先ほど、ご紹介がありましたように、4月12日に林博通委員がご逝去をされたということでございます。病魔と闘いながらこの審議会にご出席をいただき、都立公園の整備に当たっての民の活用の在り方や、利用環境の向上に関わる様々な貴重なご意見を賜ったところでございます。心からの感謝を申し上げます。ここに皆様とともにご冥福をお祈りしたいと存じます。

ありがとうございます。

それでは、次第に基づきまして、議事に移らせていただきます。

本日の議事は、審議事項といたしまして1件でございますが、都市計画練馬城址公園の整備計画について、答申に関わる審議を行うものでございます。

この議案につきましては、昨年6月に諮問を受けまして、今年1月の審議会で中間のまとめについて審議を行い、取りまとめました。1月28日から2月27日まで都民意見の募集を行ったところでございます。そこで寄せられたご意見も参考に事務局のほうで検討いたしまして、このたび答申案を審議いたすことになったところでございます。

それでは、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○坂下計画課長 公園緑地部計画課長の坂下でございます。私から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

今、会長より説明がございましたが、昨年6月に諮問し、これまで4回審議いただき、中間のまとめを取りまとめいただきました。その中間のまとめについてパブリックコメントを実施して都民意見の募集をいたしまして、その意見を踏まえて、このたび答申案を取りまとめさせていただきます。

資料につきましては、資料1、「答申（案）」の中で、今回のパブリックコメントを踏まえまして修正した箇所を赤字で示しております。また、資料2につきましては、今回いただいたパブリックコメントの意見とその対応方針。また、資料3-1、3-2につきましては、練馬区からのご意見及び、その対応方針となっております。

本日は、まず、都民意見及び練馬区のご意見とその対応方針をご説明させていただいた後に、最後に、答申案につきまして資料をご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料2をご説明させていただきます。

今回のパブリックコメントでは、大変多くのご意見をいただきまして、全体で1,177通、意見の数といたしましては2,425件と多くのご意見をいただきました。これらを項目ごとに分けて集計いたしまして、取りまとめております。

また、今回は、非常に多くのご意見があったということで、初めに、全体のご意見の概要についてご説明いたします。資料2の最後のページに、参考資料として取りまとめております。

大きな項目ごとに取りまとめさせていただきますと、件数順に並べたものとなっております。上からの順になっておりますが、まず、プール存続に関するご意見ということで、1,036件と最も多かったです。これは1,177通に対しまして9割弱を占め、全体の2,500件のご意見の4割程度となっております。次い

で、としまえんの遊戯施設の存置や遊園地の面影を残してほしいとのご意見が300件ほど。また、としまえんに残っている既存の樹木や樹林地の保全や石神井川に対して、200件ほどのご意見をいただいております。

以下、順に、個別の公園施設に関するものや、飲食やイベントなど、にぎわいに関するもの、スタジオツアー施設へのご意見、あるいは避難場所など防災、住民参加、テーマやコンセプトに対するご意見、公園整備の進め方、周辺のまちづくり、公園の管理・運営、覚書、工事の実際の施工時の話、今後の公園の名称など、多岐にわたる幅広い内容のご意見をいただいたところでございます。

続いて、個別のご意見について、その意見と対応方針についてご説明いたします。表のほうの一番左側に通し番号を記載しており、同様のご意見につきましては、番号ごとにまとめております。また、そのご意見を取りまとめたところに括弧書きで件数を表示させていただいております。

ご意見に対する対応方針の考え方ですが、まず、賛同していただいているご意見につきましては、そのまま受け止めさせていただいております。また、ご意見を踏まえて、できる限り整備計画の考え方や方針に反映できるものについては、なるべく加筆修正させていただきました。また、計画の趣旨に概ね沿っており、修正までには至らないご意見や、次の段階で検討すべき具体的な施設や運営の内容といった詳細に関するご意見につきましては、考え方をご説明させていただきますとともに、今後の検討や参考とさせていただいております。また、計画への反映が難しいご意見や、計画そのものに反対するご意見等につきましては、計画の趣旨、考え方につきまして、ご説明をしております。

また、整備計画の内容ではなく、事業の進め方や行政の手続などに関するご意見への対応につきましては、本公園の事業者となります東京都の考え方が含まれるものとなっておりますが、委員の皆様におかれましては、ご了承いただけますようお願い申し上げます。

また、このパブリックコメント以外にも、以前から都や審議会宛てに多くの意見や署名などが寄せられてございます。昨年度、第3回の審議会におきまして、こうしたご意見があることを委員の皆様にお伝えするとともに、その対応については、パブリックコメントと併せて取り扱う旨、ご確認いただいております。

こうしたパブリックコメント以外の意見につきましては、件数としてはお示ししておりませんが、パブリックコメントの内容と同様の内容の意見が多く占めており、この意見対応表において包括できることから、併せて参考として取り扱っているということをご報告させていただきます。

それでは、具体的な内容について、ご説明に入らせていただきます。

資料2の1ページ、1番から2番ですが、賛同のご意見、あるいは公園事業に関するご意見となりますので、これらに対する考え方、整備計画の考え方を示させていただいてございます。

3番のご意見は、SDGsの考え方に基づくご提案でございます。東京都では、都立公園の整備につきまして、まちづくりや環境に寄与するものとして、SDGsの目線から取り組むべき事業の一つとして捉えております。そうした観点から、こういったものも参考にしていきながら進めたいと考えてございます

4番は、子供や老若男女を問わず、様々な方が楽しめる公園などのご意見でありご意見を踏まえ、コンセプトの一つの中に、多様な人々が集い交流を生む空間づくりと、「多様な」という言葉を追記させていただいております。答申案については、後ほど、別途ご説明させていただきたいと思っております。

以下、5から16番までが計画全般のご意見となっておりますが、計画の趣旨や都の公園整備の考え方におおむね沿っているご意見等でございます。こちらにつきましては、整備計画の考え方をお示しするとともに、参考とさせていただきます。

4ページの緑と水に関するご意見は201件いただいております。17番から20番にかけては、ご賛同の意見、計画の趣旨に沿っているような意見、また、一部反対の意見などもございますが、今回の整備計画の考え方をお示しし、参考とさせていただきます。

5ページの21番から27番にかけては樹木や自然に関するご意見であり、21番の在来種や生態系の配慮など、生物多様性の保全に関するご意見を踏まえ、ゾーニングのゾーンを特徴づける施設（案）において示している池、湿地、樹林地などに、生物多様性保全の場として機能する旨を追記させていただいております。

また、24番から25番の樹木保全などに関するご意見ですが、対応方針にはできる限り既存の樹木を活用する考え方をお示しするとともに、ゾーニングのゾーンを特

徴づける施設（案）の中に、石神井川右岸の「崖線緑地」を新たに記載し、保全する旨、追記させていただいております。

続きまして、28番から30番にかけては、川沿いの桜並木に関するご意見であり、こちらにつきましては活用できる既存樹を生かしながら、新たな植栽を行うことで、桜並木を整備してまいりたいと考えてございます。

8ページの31番から34番にかけては、花壇や花畑などへのご意見であり、こちらにつきましても整備計画の考え方をお示しし、参考とさせていただいております。

9ページの38番から44番にかけては、水辺空間に関する内容であり、水との触れ合いの場に期待するご意見を多くいただいております。対応方針として、ゾーンを特徴づける施設（案）、また計画平面図に、新たに水遊び場を追加するとともに、イメージパースにつきましても、水遊び場を表現するような形で修正させていただいております。

続きまして、41番から43番にかけては石神井川に関するご意見となります。こちらにつきましては、ゾーニングの川辺の散策ゾーンに、水辺に近づくことができる親水空間や川沿いの散策路を設定するなど、整備計画の考え方をお示しし、参考とさせていただいております。

続きまして、11ページです。45番から54番にかけて、広域防災拠点に関するご意見として全体で94件いただいております。防災の観点につきましては、整備計画のコンセプトの一つの視点として定めた、広域防災拠点の機能、あるいは防災施設に対するご意見であり、より理解いただくため、広域防災拠点としての機能・イメージを示した計画平面図を新たに答申案の中に追加いたしました。さらに、50番でございますが、対応方針といたしまして、ゾーンを特徴づける施設（案）に示した交流拠点、飲食施設、休憩・飲食施設に防災施設としても機能する旨、追記いたしました。

続いて、14ページ、55番は、段階的な整備における公園整備の途中段階の避難機能に関するご意見でございます。としまえんは、閉園後も避難場所と指定されており、公園やスタジオツアーの整備中におきましても避難を受け入れることとしております。このため、段階的な公園整備の概略をお示ししている資料の中に、「整備工事中においても避難場所としての機能を確保しながら」という文章を追記いたしました。



56番は、風水害に関するご意見です。こちらの計画地は震災時の避難場所となっており、風水害時には避難場所ではなく、災害時臨時離着陸場として、必要に応じて使用される位置付けとなっております。

また、石神井川の治水対策につきましては、当該公園の場所で何らかの整備を行うものではなく、石神井川流域全体で治水対策を行っております。ここでは、実際に、流域で行われている調整池の整備状況などについてお示ししております。

57番の災害時に備えた運営のご意見につきましては、参考とさせていただいております。

続きまして、にぎわいに関するご意見です、全体で143件ございました。

58番から63番にかけてですが、ご賛同の意見のほか、ご意見として参考とさせていただきます。

60番及び61番の練馬城跡の保全や復元、活用というご意見ですが、現在、地下の遺構として保全された状態となっておりますので、公園整備におきましては、現状のまま地下遺構として適切に保全しつつ、整備を進めていきたいと考えてございます。

また、62番、63番にかけては、土地の歴史の周知や生かす意見も踏まえて、ゾーンを特徴づける施設（案）にある管理場、案内場に「城跡、練馬城址豊島園、としまえんの歴史や緑豊かな自然環境を伝える」ということを、機能として追加いたしました。

64番から79番にかけては、計画の趣旨におおむね沿っているご意見や、一部反対のご意見となります。こちらにつきましては、整備計画の考え方をお示しし、参考とさせていただきます。

64番、65番の練馬区の特徴でもある農業を生かした、地元野菜の販売や農家等との連携に関するご意見につきましては、ご意見を踏まえ、ゾーンを特徴づける施設（案）であるイベント広場に、「地元農家等と連携した」と追記いたしました。

71番は日本庭園の必要性に対するご意見となります。これにつきましては、かつて日本庭園があったことや現状の庭園を生かし、人々の交流や文化の体験を進められる空間としていきたいと考えてございます。

73番では、石神井川沿いにおいて、水辺だけではなく、緑の景観も楽しむことができるようにしてほしいとのご意見を踏まえ、ゾーニングで示すにぎわいの要素として「木々の緑を眺めながら」を追加いたしました。

続きまして、21ページは覚書に関するご意見です。行政と民間事業者間で行っている、覚書に関するものが35件、ページが飛びますが、23ページはスタジオツアー施設についてのご意見ということで、112件いただいております。これらにつきましては、まとめてご説明させていただきますが、80番から97番にかけて、いずれも事業の進め方に対するご意見でございます。

ここでは、段階的な公園整備を進める中で、「緑と水」、「広域防災拠点」、「にぎわい」といった三つの基本目標の実現に向け、東京都、練馬区及び土地所有者などと連携した取組である旨、また、民間事業者においても、先ほどの「緑と水」、「広域防災拠点」、「にぎわい」といった目標の実現の一翼を担うということに十分配慮し、公園と一体となって機能させていく連携した取組であるということ、改めてご説明させていただきます。

25ページは、段階的な公園整備に関するご意見であり、98番から111番にかけて54件いただいております。ここでは、整備の進め方に対する非常に幅広い様々なご意見をいただいております。公園を整備するに当たっては、早期に公園としての機能を発現させて、また、その機能を確保していくという観点から、整備するゾーンの順序について整備計画の考え方をお示いたしました。

続きまして、28ページ、としまえんに関するご意見となります。こちらは309件のご意見をいただいております。

112番から117番にかけては、としまえんの面影を残してほしい、としまえんの歴史を伝えてほしいなどのご意見でございます。これまで、中間のまとめにおきましても、テーマの中で都民に親しまれてきた土地の歴史・風土、緑豊かな自然を生かすことを掲げております。いただいたご意見を踏まえてより具体的に記載することとし、コンセプトの中に、平仮名で、「としまえん」という言葉を追加しております。「としまえんや練馬城址豊島園等、土地の歴史的背景を生かす」と修正いたしました。

また、ゾーンを特徴づける施設（案）につきましても、としまえんの記憶を伝える遊具広場ということを追記し、平仮名の「としまえん」という言葉を加えております。

また、ゾーンを特徴づける施設（案）の管理所・案内所の中に、先ほどご説明しておりますが、城跡、練馬城址豊島園、としまえんの歴史や緑豊かな自然環境を伝える旨を追記いたしました。

30ページでございます。118番から126番にかけては、としまえんの遊園地の施設を残すことができないかというご意見をいただいております。

118番は古城の塔についてということで、開園当初からの建物と思われる洋風の古城を模した建物の保全・活用に対するご意見となりますが、現在、90年以上経過し、これまでに一部改変箇所もあるなど、歴史的価値の有無に加えまして、老朽化や耐震性といった建物の状況の確認が必要と考えてございます。こうした建物を保全していくには、課題が多く、十分な活用も見込めるのか、現時点では不明なところでございます。今後の調査や設計等を進めていく中で、検討していきたいと考えてございます。

また、119番は、としまえんにありました回転木馬、「カルーセルエルドラド」の設置についてのご意見でございます。こちらにつきましては、所有者であります西武鉄道株式会社において現在保管している状況でございます。今後の活用は別途、西武鉄道株式会社で検討をしていると聞いております。そうしたことから、本公園に設置する予定はございません。

120番から121番は、今言ったような建物や施設以外にも、としまえんの遊具や、その他施設を残してほしいというような意見となっております。特に遊園地としての施設については、既に多くのものが撤去済みとなっており、また、移設が可能なものは既に移設されているような状況でございます。また、僅かに残る施設等におきましても、老朽など課題が多く、保全することが困難と考えてございます。

しかしながら、こうした皆様の多くのご意見を踏まえまして、先ほどと同様になりますが、ゾーンを特徴づける施設（案）に、としまえんの記憶を伝える遊具広場を設定し、管理所・案内所の中に、城跡、練馬城址豊島園、としまえんの歴史や緑豊かな自然環境を伝えるような機能を併せ持つような形にしていきたいと考えてございます。

また、123番は庭の湯に対するご意見でございます。こちらは民間事業者が運営している温浴施設であり、公園事業を進める際には、別の施設を整備していくということになりますので、こちらについては存続せず、除却していくということになってございます。

33ページはプールに関するご意見でございます。全体で1,063件ご意見をいただき、またパブリックコメント以外におきましても、これまで慣れ親しんできたことから、あと6年以上、少なくとも、としまえん開園100周年までは残してほしい

ということで、1万2,800名ほどの署名などもいただいているところでございます。

こうした中、127番の既存のプールを残してほしいというご意見は1,036件いただいております。

また、128番から130番については、新たにプールを設置してほしい、プールをほかの利用に転用できないか、更衣棟を活用できないかというご意見でございます。

こちらの意見に対しましては、公園利用の視点から、プールが利用形態や季節、時間などが大幅に限定された施設となってしまうこと、また、今後の維持管理等も踏まえましても、整備計画に含めるのは適当ではないと考えてございます。

また、避難場所としての防災機能の確保の観点から、広場空間を必要としてございます。そのため、プールの存続、あるいは新規整備の予定は考えてございません。また、施設や建物、設備の老朽化なども進んでいる状況もでございます。現在の所有者からは、としまえんを閉園し、多くの遊園地施設が撤去された現在、設備的にプールを稼働するのは困難とも聞いてございます。しかしながら、こうした多くのご意見をいただいているところでございますので、ゾーニング機能発現のための要素として、井戸水を生かした水辺空間を加えさせていただきます。

また、ゾーンを特徴づける施設（案）と計画平面図において、子供たちが楽しむことができる水遊び場というものを設定し、追記することといたしました。また、そのイメージパースにつきましても、水遊び場を表現したようなものに修正しております。

34ページは施設整備の要望に関するご意見となり、全123件でございます。131番から138番にかけては、広場、あるいは広場の利用内容、遊具、トイレ、休憩施設、駐車場のほか、様々な施設の提案やご要望をいただいております。こちらにつきましては、テーマやコンセプトに沿った形での施設整備の検討の中で参考とさせていただきたいと考えてございます。

132番は、体育館や競技場などスポーツ施設のご意見でございます。今回の整備計画では、特定のスポーツ競技に利用する施設整備というものは予定しておりません。テーマに沿いまして、ゾーニングの施設（案）の中に草地広場や多目的広場を設けることとしております。こうした中で、子供から大人まで健康維持や軽運動など自由に体を動かして楽しむことができる空間を整備していきたいと考えてございます。

37ページは、整備工事に関するご意見でございます。139番から141番にかけては、工事施工の際の周辺環境への配慮や安全対策などのご意見をいただいたものであり、こちらは通常の公園工事と同様、東京都の公共工事として十分に配慮した上で実施してまいりたいと考えてございます。

142番から144番にかけては、伐採樹木の活用や工事現場の見学など様々なご意見をいただいております、今後の参考とさせていただきたいと考えてございます。

38ページは管理運営についてのご意見ということで、40件いただいております。

145番は、有料公園、有料施設の設置に関するご意見でございます。都立公園として開放する予定ですので、無料開放とさせていただきたいと考えてございます。また、個別の施設は、建物の用途や施設の用途などにより有料になるものも出てくるかとは考えております。今後の参考とさせていただきます。

146番から150番にかけては、様々な管理運営上のご意見となりまして、今後の参考とさせていただきたいと考えてございます。

40ページは、周辺地域のまちづくりに関するご意見でございます、45件いただいております。

151番は、都市計画練馬城址公園と隣接する都市計画道路補助第133号線に対するご意見でございます、こちらは現在、都で概略設計を進め、準備の状況に合わせて、今後説明会等も予定しているところでございます。

152番から155番にかけては、区道の整備や豊島園駅前の整備に関するご意見でございます。公園の区域外のことや公園とは別の事業者に関する内容もございます。関係事業者や関係部署、練馬区などと共有し、調整していくこととさせていただきたいと考えてございます。

41ページは都民意見や意見聴取に関するご意見として、69件いただいております。

156番から160番にかけては、地域への説明、住民や子供との意見交換、住民参画の取組といったご意見でございます。これまで審議会の審議におきましては、ホームページや審議資料の公開、パブリックコメントや練馬区と連携したオープンハウスの開催などを実施してまいりました。今後も検討状況を踏まえまして、工事説明会等、地域に説明する機会を設けていきたいと考えてございます。

また、パブリックコメントに対する意見につきましては、今後の参考とさせていただきたいと思っております。また、パブリックコメントに対する意見への対応につきましては、本資料においてお示ししてまいります。

161番となりますが、練馬区との連携に関するご意見をいただいております。練馬区とはこれまでと同様に、東京都と練馬区において情報共有や意見交換を実施いたしまして、連携した公園整備に取り組んでまいりたいと考えております。

42ページ、最後に、その他でまとめさせていただいております。様々なご意見をいただいております、53件となっております。

162番では、公園名称について、としまえんや、練馬城址豊島園などといった名称が適当ではないかという要望、ご意見等をいただいております。公園の名称につきましては、開園する事前に、地元区とも意見交換を行った上で、名称を決めていきたいと考えております。

163番から171番までのご意見ですが、整備計画や事業の進め方に関するご意見となっております、改めて考え方をお示しさせていただいたほか、その他ご意見につきましては、参考とさせていただいております。

資料2、都民意見及びその対応方針についての説明は、以上になります。

続きまして、資料3-1、意見照会いたしました地元の練馬区からのご意見とその対応方針についてご説明させていただきます。こちらにつきましても、練馬区からいただきました意見の一部には、整備計画の内容ではなく、事業の進め方や行政の手続に関するご意見もございます。これらの意見への対応につきましては、本公園の事業者である東京都の考え方が含まれるものとなっております、ご了承いただけますようお願いいたします。

また、資料3-2につきましては、以前、練馬区や練馬区議会等から東京都にいただいたご意見でございます。これにつきましては、今回の練馬区への意見照会の以前のものとなっておりますが、昨年度の審議会において、以前からお寄せいただいている意見への対応については、パブリックコメントに合わせて取り扱う旨、確認させていただきましたので、今回、併せて対応方針を示すことといたしました。資料3-1の説明に合わせて、参考として資料3-2もご覧いただけますよう、お願いいたします。

また、練馬区のご意見に対しましては、全体的に事業の進捗に合わせて、先ほども区と連携して進めると申し上げましたとおり、区と調整しながら基本的には進めてまいりたいと考えております。

また、区の意見もパブリックコメントと重なっているところもございます。そうしたものは、同様の対応とさせていただきます。この中で幾つかご紹介させていただきたいと思っております。

資料3-1の1番、こちらにパブリックコメントの意見を生かしてほしい、これについては、これまでご説明させていただいているとおりです。

また、2番、練馬城址公園に対する意見書、要請書、請願を東京都に提出しておりますが、それに対する願意を取り入れた整備計画とされたい。これにつきましては、資料3-2のとおり取りまとめておりますので、併せて参考としてご覧下さい。

2ページの6番でございます、都民に親しまれてきたことを表すため、「遊園地としまえん」と記載されたい。これにつきましては、テーマの説明の中で、遊園地「練馬城址豊島園」、あるいは遊園地「としまえん」という形での表記をさせていただいております。

7番は、テーマにある多様な主体について、具体的な主体を追記されたいというご意見でございます。これについては、私どもの考えとしては「多様な主体」という言葉の中に区から提示をされているような団体、あるいは区民を含めているという認識でありますが、意見を踏まえまして、テーマの説明の中に「公園利用者に加えて、地元町会等の地域団体やNPO等、多様な主体が関わり、人々が交流しながら公園を創りあげていく」というような表記を追記させていただいております。

8番のコンセプトが分かるような機能ごとのイメージ図を追加されたいというご意見に対しましては、特に大きなコンセプトの一つであります防災に関して、新たに計画平面図を追加させていただきました。

9番の既存の樹林地だけでなく、既存の樹木も可能な限り保全してほしい。これにつきましては、私ども、そういった考えでこれまで整備計画を取りまとめているところですが、ご意見を踏まえまして、既存の樹林と記載していたところを、「既存の樹木」というような表現に変更させていただきました。

4ページ、12番では、コンセプトについて、区民は遊園地「としまえん」というものに愛着を持っているので、文言として加えられたいということです。これらにつ

きましては、パブリックコメントと同様でございますが、これまでテーマに、としまえんが運営されてきた歴史も踏まえてございます。こういった歴史背景を生かすということを表記させていただきました。

14番は、飲食施設について、帰宅困難者対策施設として活用できないかのご意見でございます。パブリックコメントでもご意見いただいておりますが、ゾーンを特徴づける施設（案）にあります飲食施設とか交流拠点につきましては、防災施設としても機能する旨、追記しております。

5ページ、16番は、ゾーニングの中の「人々を繋げ歴史を伝える文化ゾーン」において、「としまえん」のレガシーを生かすよう、としまえんの歴史エリアというような表現をしてほしいというご意見になっております。こちらにつきましては、練馬城跡の歴史エリアは、旧跡として城跡の部分になってございますので、ここには平仮名の「としまえん」という言葉を入れることは、控えさせていただきたいと思っております。しかしながら、パブリックコメントと同様、遊園地「としまえん」の歴史を生かすということで、先ほどと同様に、管理所・案内所に歴史を伝える施設、また、一部に「としまえん」の記憶を伝える遊具広場の整備を入れさせていただいております。

また、カルーセルエルドラドやプールに対するご意見もいただいておりますが、先ほどのパブリックコメントでのご回答と同様とさせていただきます。

18番でございます、計画平面図について、歩行者の出入口等において、近隣住民や区と調整を行っていただきたいというご意見ですが、これにつきましては、整備していく中では区と調整してまいります。段階的な公園整備の概略を示す資料の中で、米印で「出入口や施設等の配置、規模等の詳細は今後検討していきます」という言葉を追加させていただきます。

20番は、当初の開園に合わせて、来園者用の自動車及び自転車駐車を整備されたいというご意見でございます。当初の開園の規模から申し上げますと、一般の利用者を対象とするような自動車駐車場というものは、当初開園では想定しておりません。自転車駐車場につきましては、今後の整備を進めていく際に、参考とさせていただきたいと考えてございます。

続きまして、8ページ、25番は、Aゾーンの花畑について、花をテーマとした区立公園との相乗効果を発揮できるよう整備されたいというご意見です。これにつきましても、区とも調整しながら進めたいと考えてございます。



また、28番の防災備蓄倉庫を整備されたいとのご意見は、東京都地域防災計画に示された役割分担に基づきまして、区、市、町等から設置の申請があれば、設置許可にて対応してまいりたいと考えてございます。

29番以降、防災に関するご意見でございますが、こちらにつきましては、これまでパブリックコメント等を含めてご説明させていただいたとおりとさせていただきます。

また、34番は、交通事故、あるいは道路の安全に対するご意見であり、こちらにつきましても、練馬区や関係機関と調整しながら進めたいと思っております。

また、35番、区道の拡幅整備、歩行空間の整備でございます。この計画の中で、公園の区域外周部には地形や周囲の状況等を考慮しながら、快適な利用のための園路を設けることとしてございます。詳細につきましては、今後、調整しながら進めたいと思っております。

以下、38番までは、別途、区とも連携、調整しながら進めていきたいと考えてございます。

資料1、答申（案）について、変更箇所についてご説明させていただきたいと思っております。

目次の次のページからが説明資料となっておりますが、1頁の位置、あと2頁の計画区域の概要は、現状まとめたものとなりますので、これまでと変更はございません。

その次、3ページ、計画区域の概要、こちらにつきましても、かつての練馬城址豊島園や遊園地の「としまえん」のこれまでの歴史を取りまとめているページですので、変更はございません。

4ページのテーマ及びコンセプト、ここで赤字の部分が修正箇所となっております。パブコメや練馬区のご意見を踏まえまして、説明の部分、遊園地「練馬城址豊島園」、遊園地「としまえん」といった言葉を追加させていただくとともに、2行目、公園利用者に加えて、地元町会等の地域団体やNPOと多様な主体が関わり、人々が交流、といった言葉を修正させていただいております。

テーマは変更ございません。コンセプトの①緑と水の1ポチ目でございますが、既存の樹林を既存の樹木と変更させていただいております。また、③のにぎわいにつきましては、様々な人に関わっていただくということで、都民に親しまれてきた土地のにぎわいを醸し出し、多様な人々が集い交流を生む空間、として「多様な」という言

葉を追記させていただいております。また、その説明の1ポチ目になりますが、平仮名の「としまえん」という言葉を追加いたしまして、としまえんや練馬城址豊島園等、土地の歴史的背景を生かすとしてございます。

5ページのゾーニングでは、ゾーニングとしての考え方等については変更ございませんが、練馬区のご意見を踏まえまして、図の右下、米印で、出入口の配置について今後検討する旨、表記させていただいております。

以下、各ゾーンの説明となっております。6ページをご覧ください。まず、Aの花のふれあいゾーンでございます。こちらにつきましては、パブコメ等のご意見を踏まえまして、ゾーンを特徴づける施設（案）の中のまず3番、イベント広場におきまして、「地元農家等と連携した」という言葉を追記させていただいております。

それから、4番の交流拠点につきましては、防災機能としても機能させる旨を、追記させていただいております。

7ページをご覧ください。Bのエントランス交流ゾーンにつきましても、ゾーンを特徴づける施設（案）の中の3番、飲食施設について、防災施設としても機能する旨、追記させていただきました。4番、管理所・案内所につきましては、城跡、「練馬城址豊島園」、「としまえん」の歴史や緑豊かな自然環境を伝え、災害時には情報提供の場として機能するというような形で修正させていただいております。

続いて、8ページ、C、川辺の散策ゾーンです。機能発現のための要素の中のにぎわい、ピンク色の四角で囲った部分ですが、この中の説明に、川と木々の緑を眺めながらということで、水だけでなく緑も楽しめる飲食の場とするということで修正させていただいております。

また、ゾーンを特徴づける施設（案）として、3番の休憩・飲食施設におきまして、防災施設としても機能する旨、修正させていただいております。

9ページ、人々を繋げ歴史を伝える文化ゾーンです。こちらにつきましては、機能発現のための要素の緑と水におきまして、井戸水を生かした水辺空間という形で表記させていただくとともに、ゾーンを特徴づける施設（案）の中ですが、まず1番の草地広場において、一部に「としまえん」の記憶を伝える遊具広場を整備ということで、平仮名の「としまえん」を追記させていただいております。

また、2番の水遊び場というものを修正させていただくとともに、水遊び場、池、湿地におきましては、「生物多様性保全の場として機能」する旨、追記させていただきました。

7番の崖線緑地は石神井川の河岸段丘に残る自然林であり、これらを保全して、「生物多様性の保全の場」としていく旨を追記させていただいております。

また、右下のパスにつきましては、水遊び場という機能をより具体化させたということで、水の中で遊べるような、そのようなイラストに修正させていただいております。

10ページのにぎわいアクティビティゾーンにつきましても、ゾーンを特徴づける施設（案）の中の3番、樹林地において、「生物多様性保全の場として機能」と追記させていただきました。

11ページ、計画平面図につきましては、先ほどのゾーニングの説明に合わせて、Dの人々を繋げ歴史を伝える文化ゾーンの凡例のD1の草地広場のところに、「一部に遊具広場」という文言を付け加えさせていただくとともに、D2は水遊び場に修正いたしました。

また、図の下、米印の部分、先ほどと同様ですが、出入口や施設の配置などを今後検討する旨を加えさせていただいております。

12ページ、計画平面図、広域防災拠点としての機能・イメージは、これまでご審議いただいている中で防災の機能をご説明させていただいておりますが、その内容を改めて図化し、今回、答申案の中に1ページ、新規に追加することとさせていただきました。記載の内容につきましては、これまでも審議いただいた中で説明している内容となっております。

続きまして、13ページの段階的な公園整備の概略は、覚書のページになりますので、変更はございません。

14ページにつきまして、資料の上の説明書きの中ですが、二つ目のポチについて、整備工事中においても避難場所として機能を確保しながら令和5年度に一部開園ということで、整備工事中も含めて、避難場所としてしっかり機能していくということを文章として追加させていただいております。

最後のページ、15ページです。概成を予定している令和11年度におきまして、その説明文章の中に、パブコメ等の意見も踏まえまして、としまえんや、練馬城址豊島園の歴史を伝える場という記載をさせていただきました。

また、令和11年、概成時の右下の米印、こちらの図について、参考的なものであること、あるいは出入口施設の配置等、これらも今後の検討ということを追加させていただきます。

非常に駆け足となり恐縮ではございますが、今回、パブリックコメント、練馬区の意見を踏まえた最終的な答申（案）として、今ご説明したものを提示させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○高梨会長 ありがとうございます。

それでは、今の説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

パブリックコメントで多面的なご意見をいただきまして、それを一つ一つ丁寧に対応の方針を示し、必要なところは整備計画の答申（案）の中で修正をします。前回の中間のまとめに対して修正を加えた資料を、今ご説明いただいたところでございます。

また、あわせて都と練馬区との行政間の調整に関わる点につきましても、都としての考え方をお示ししながら、整備計画の内容に関わる点についても触れたところでございます。丁寧な対応方針が示されているのではないかと思います。これだけいろいろご意見が出てきてございますので、全てのご意見が満足できるような整備計画にはなかなかならないとは思いますが、委員の皆様、いかがでございましょうか。いかがですか。

特段ご発言がないようですので、それでは、委員の皆様にお諮りしたいと思います。

ただいまの事務局から説明がありました答申（案）につきまして、答申（案）どおり、本日答申することにつきまして、ご了承いただけますでしょうか。

○斎藤委員 はい、了承です。斎藤です。

（異議なし）

○高梨会長 ありがとうございます。異議なしということでございましたので、議案は、答申（案）どおり答申することに決定をいたします。

それでは、議案につきまして、答申をすることについて、皆様よりご承諾いただきましたので、私が審議会を代表しまして、東京都知事宛てに答申書を読み上げさせていただきますと存じます。

前回もそうございましたけども、Z o o mでの会議を併用してございますので、答申書につきましては写しを画面に表示いたしますので、ご覧をいただきたいと存じます。

それでは、読み上げさせていただきます。

令和3年4月22日。

東京都知事、小池百合子殿。

東京都公園審議会会長、高梨雅明。

都市計画練馬城址公園の整備計画について（答申）。

令和2年6月30日付、2建公計第108号で諮問のあった都市計画練馬城址公園の整備計画について、別添のとおり答申すると。別添は、先ほどの答申の資料でございます。

以上でございます。

それでは、ここで、建設局次長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

須藤次長、よろしく願いいたします。

○須藤建設局次長 建設局次長を務めております、須藤でございます。

ただいま、都市計画練馬城址公園の整備計画についての答申をいただきました。高梨会長をはじめ、委員の皆様には深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

都市計画練馬城址公園の整備計画につきましては、昨年6月から本日まで、5回にわたる審議において様々なご意見をいただきました。今回の答申におきましては、「緑と水」、「広域防災拠点」、「にぎわい」という視点を踏まえながら、都民に親しまれてきた土地の歴史・風土、緑豊かな自然を生かし、多様な主体と連携して、社会の変化に応えながら創りあげる公園としていく考えが示されました。

東京都は、本日の答申をしっかりと受け止めて、整備計画に反映させ、それに基づいた公園づくりを進めてまいります。

結びになりますが、委員の皆様におかれましては、今後とも、東京都の公園緑地行政にご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

○高梨会長 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の議事は終了といたします。委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

○田中管理課長 高梨会長、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

今後の予定につきまして、ご連絡申し上げます。

○坂下計画課長 本日は、ご審議いただき、誠にありがとうございました。

本日、答申いただきました、この練馬城址公園の整備計画につきましては、明日、プレス発表を行いまして、東京都建設局のホームページ等で公表してまいりたいと考えてございます。

皆様、本当に本日はお忙しい中、ご審議にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

○田中管理課長 高梨会長、委員の皆様、本日はお忙しい中、ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。